

相談機関一覧

○相談窓口

相談機関	住 所	電話番号
○児童相談所		
○市役所		
○女性相談所		

○法律関係

○警察署		
○弁護士会		
○裁判所		

○医療機関

○保健所		
○保健センター		
○病院		

○その他

性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究

研究分担者	庄司 順一	日本子ども家庭総合研究所
研究協力者	山本 恒雄	日本子ども家庭総合研究所
	仲 真紀子	北海道大学大学院文学研究科
	丸山 恭子	カウンセリングルームまるやま
	倉石 哲也	武庫川女子大学文学部
	関守麻紀子	横浜合同法律事務所
	高瀬 泉	山口大学大学院 医学系研究科
	新納 拓爾	日本子ども家庭総合研究所

研究要旨

本研究は、「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者 柳澤正義）」の分担研究として、日本における子どもへの性的虐待の被害確認のための面接のあり方について検討し、その標準的な面接技法を研究開発することを目指してきた。研究期間としては3年計画の2年目である。

子どもへの性的虐待の被害調査について、欧米では forensic interview と呼ばれる特殊な専門的面接技法が、福祉・刑事司法の共同作業として実施されており、日本でも一部の児童相談所でその技法に基づく被害聴取面接の導入が試みられてきている。本分担研究では、欧米での forensic interview を元に、日本の児童福祉相談機関の権限や法制度、組織体制に見合った性的虐待被害についての子どもへの面接のあり方を検討した。

結果として、日本では児童福祉と刑事司法とはかなり異なる法制度下にあり、児童福祉上の虐待対応として、ある程度の客観性が保障される子どもの性暴力被害確認のための面接を開発することとした。この面接は欧米の forensic interview やその訳語として日本で使われ始めている「司法面接」とは区別して「被害確認面接」と呼ぶことを提案する。

具体的な面接法として様々な面接法が開発されてきているが、多くの実証的評価が行われているものに国立子どもの健康および発達研究所（National Institute of Child Health and Human Development）による NICHD ガイドライン（NICHD プロトコルとも呼ばれる）がある（Lamb et al. 2007）。今回、この NICHD ガイドラインを元に、その日本版を開発し、面接者のトレーニング・プログラムの開発と実施を含め、日本の児童福祉領域での forensic interview の雛型とする試みを開始した。なお日本での NICHD ガイドラインの開発については本研究班と併行して科学技術振興機構「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」プロジェクト（プロジェクト代表 北海道大学大学院文学研究科教授 仲真紀子）が平成 20 年度に活動を開始し、北海道大学大学院文学研究科内に「司法面接支援室」が設置されたのでその活動との協働作業として進めることになった（なお forensic interview について、本研究班では「被害確認面接」、プロジェクトでは「司法面接」という呼称を使用する）。

本年度研究班は上記プロジェクトチームの協力を得て児童福祉機関用の NICHD 日本版の基本プロトコルと研修プログラムを完成し、実際の相談現場で、「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究班」が開発したガイドライン試行版を試行実施する児童相談所を主な対象にスタッフの面接トレーニングを開始した。今後、研修とそのフォローアップを通じて児童福祉における「被害確認面接」を完成させる予定である。

A. 研究目的

子どもの性的虐待・性暴力被害への対応では、被害を裏づける客観的事実の把握が特に重要となる。このためには、医学診察や周辺調査と共に直接子どもから被害の客観的な事実確認が必要とされる。こうした事実確認は欧米では *forensic interview* と呼ばれる特殊な専門的な面接法として発展してきた。わが国でも一部の児童相談所でそうした欧米の手法を参考とした面接技法が試行的に導入されてはきている。しかし全体としてはまだごく少数であり、また欧米とは法制度や社会情勢、背景となる一般的な文化の違いもある日本の児童福祉において、子どもからの法的な手続きを想定した被害確認としての標準的な面接技法は確立していない。本研究では先駆的な実践例を分析し、実用性のある面接技法を研究開発する。また本研究から得られた知見を、児童相談所の性的虐待対応ガイドラインに統合的に盛り込むことにより、児童福祉分野での子どもからの客観的な被害確認手法を確立することを目指す。

本年度は日本での児童福祉分野における性的虐待対応についての試行的な面接技法手順、実施上の準備を進め、試行実施に入ることを目指す（3年計画の2年目）。

B. 研究方法

子どもからの性的虐待・性暴力被害の事実聴取法についてはいくつもの面接法が開発されているが、英国のフェイスドアプローチ、ドイツの構造面接、カナダのステップワイズ面接、アメリカ合衆国での Corner House の RATIC や APSAC (American Professional Society on the Abuse of

Children) の面接法などがあるが、多くの実証的評価が行われているものに米国の国立子どもの健康および発達研究所 (National Institute of Child Health and Human Development)、による NICHD ガイドライン (NICHD プロトコルとも呼ばれる) がある (Lamb et al., 2007)。これはアメリカ、イスラエル、ノルウェー等の警察で用いられ、4 万件以上もの面接データについての様々な分析が試みられ、その面接法による被害聴取の実効性が認められてきたものである。

今回、本研究班では、この NICHD プロトコルの日本版の開発、面接者トレーニングを含め、日本の児童相談所を含む子どもの被害対応における子どもからの被害事実調査面接の開発と研究に入った北海道大学大学院文学研究科内の「司法面接支援室」と共同で、児童相談所向けの面接法とそのトレーニング研修を開発・実施し、その実践経験の検証から日本の児童福祉における標準的な子どもの被害確認面接法の確立を目指すこととする。

欧米の *forensic interview* の形成過程および NICHD ガイドライン (NICHD プロトコル) については平成 20 年度の本研究班の報告書及び今回、本報告書に付録 1. として添付した「司法面接の特徴と NICHD プロトコル：北海道大学大学院文学研究科 仲真紀子」を参照されたい。なお、詳細な NICHD のプロトコル自体は、面接法の訓練を受けた面接技術者にのみ提供される。

面接法の実務における適用とそのフィードバックについては、本研究の別の研究班である「児童相談所における性的虐待対応

ガイドラインの策定に関する研究班」が開発したガイドライン試行版を試行実施する児童相談所を主な対象として試行実施をモニターする。

(倫理面への配慮)

調査においては、個人情報の扱いに留意し、個人が特定されるような情報項目は極力排除するとともに、調査の結果の集計・報告は数値情報とし、また個々の児童相談所名によって情報範囲が限定される可能性から、個々の児童相談所名も集計・報告情報からは除外した。個別情報に関しては部分的な情報に限定、かつ一般的な選択項目や数値化した情報として扱っているが、情報の性質上、当該個人から承認を得ることは困難であり、それぞれの相談・援助関係に支障をきたす危険性もあるところから、調査対象である個々の機関として許容されると判断される範囲内のみの情報提供とし、それをもって情報提供の同意とし、また調査集計、数値化を終えた元資料は厳重に廃棄処分するとして、関係機関に通知している。

これらの要件については、日本子ども家庭総合研究所研究倫理委員会の審査・承認を受けている。

C. 研究結果

1. NICHD ガイドライン日本版の開発と試行実施

NICHD ガイドライン日本版の作成にあたっては、科学技術振興機構「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」プロジェクトチームの協力を得て、児童福祉領域の forensic interview としての「被害確認面接」を標準化し、そのトレーニング・

プログラムの試行実施に入った。対象者は「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究班」が開発した児童相談所の対応ガイドライン試行版を試行実施する児童相談所を主な対象とする。2010年3月末時点で、被害確認面接を含む試行実施自治体児童相談所は、9自治体(県・政令市)となっており、既に1回目の研修を実施した。

2. NICHD ガイドライン日本版の研修

子どもの性暴力被害確認のための面接技法トレーニング研修は平成21年度中に1回目を実施したがその概要は以下のとおりである。

1) 研修目的

児童相談所における性的虐待相談対応ガイドライン試行実施児童相談所及び近畿圏児童相談所職員への被害確認面接技法の試行的なトレーニングを実施する。

トレーニングは、本研究班と独立行政法人科学技術振興機構・社会技術研究開発センター研究開発プログラム「犯罪から子どもの安全」研究開発プロジェクト「犯罪から子どもを守る司法面接技法の開発と訓練」(プロジェクト代表 北海道大学大学院文学研究科教授 仲 真紀子)との共催で実施する。

2) 研修実施日時及び場所

平成22年1月19日(火)～平成22年1月21日(木)の3日間
1/19, 1/20 奈良県文化会館
1/21 生駒市健康センター「セラビーいこま」

3) 研修講師

仲 真紀子（本研究・研究協力者）
丸山 恭子（本研究・研究協力者）
山本 恒雄（本研究・研究協力者）

4) 研修参加者

児童相談所における性的虐待対応ガイドライン試行実施児童相談所（堺市、奈良県、岡山県）及び近畿圏児童相談所職員計 32 名

5) 研修内容

1月19日

- ① 被害確認面接の概要と自由報告の練習（講義、ロールプレイ）
- ② NICHD 面接：DVD を見ての面接（講義、ロールプレイ）
- ③ 面接の計画（グループワーク）
- ④ 計画にもとづく面接と補強証拠（講義とロールプレイ）

1月20日

- ⑤ 録画を見ての振り返り
- ⑥ 計画にもとづく面接（ロールプレイ）
- ⑦ 録画を見ての振り返り
- ⑧ 話さない子ども（講義、ロールプレイ）
- ⑨ 面接トレーニング（ロールプレイ）
- ⑩ 面接トレーニング（ロールプレイ）
- ⑪ 録画を見ての振り返り

1月21日

- ⑫ 録画を見ての振り返り
- ⑬ 質疑応答
- ⑭ アンケート記入

なお研修の詳細な実施評価については付録2.として添付した「児童福祉における性的虐待被害確認面接研修の実施と反応：仲真紀子」を参照されたい。

3. NICHD プロトコルの呼称について

本面接法の呼称については「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」プロジェクトではそのテーマ名の通り、刑事捜査における子どもの目撃証言や被害調査を

児童福祉領域での対応と統合的に併せて扱うところから forensic interview を「司法面接」と呼ぶ。ただし本研究班では児童福祉領域での性暴力被害の聴取面接のみを区分して研究開発しようとしており、ここでは「被害確認面接」と呼ぶ。また児童福祉領域と刑事捜査・司法領域の事情聴取を統合的に扱っている欧米の面接を指す場合にはそのまま forensic interview と呼ぶこととする。また今後の日本における児童福祉領域と刑事・司法領域の被害調査において、両者にどのような共通点・連続性と相違がありそうかについては、今後の調査検討の対象とする。

4. 被害確認面接の臨床的な面接との違い及び児童福祉現場における実施上の留意点

被害確認面接の臨床的適用における留意点については平成 20 年度の報告書においてその概要を記しているが、主な留意事項については「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究班」が開発したガイドライン試行版に記載している。その要点は以下の通りである。

- ① 面接者はその他の場面で子どもへの臨床的援助には関わらない単独の担当者を設定することが望ましい。
- ② 面接者は加害者の性別を避けて設定することが望ましい。
- ③ 面接は客観的な子どもの被害事実の聴取を目指し、誘導・暗示・教唆・報酬となる質問や応答を避け、構造化された枠組みの中で独自の配慮された面接技法に基づいて進められる。一般的な臨床的・治療的面接が子どもの内面的な、あ

るいは情緒的・想像的な表現を扱い、応答においても、子どもの発言に応じて面接者からも共感的受容に基づくコメントを返してコミュニケーションをとっていくのとは全く異なる。

- ④ 面接はあくまでも被害事実の聴取に焦点づけられるが、子どもを追及して被害事実を暴露させるとか、加害者の訴迫を目指して事実を追及し、刑事訴訟における立証性について子どもの証言を洗って事実性を評価することを目指すものではない。まず、ありのままの子どもの自発的な表現を情報汚染なく聴取することが重要である。被害事実の立証評価は面接そのものにおいて求めるのではなく、医学診察や周辺調査等の情報と併せて面接後に総合的に検討・評価することである。
- ⑤ 面接は正確な記録を前提とする。標準的には録音とビデオテープ記録を取る。児童相談所の調査としてはテープ録音を最低要件とし、可能であればビデオ録画を行う。ビデオ録画はアメリカの検討報告では、刑事訴訟においては被疑者側弁護士との反論の素材となる手がかりを与えやすいとの指摘がある。制度の異なる日本では児童相談所の面接記録が直ちに刑事訴訟の証拠として扱われることは当面は無いが、今後の検討課題ではある。いずれにしても、面接者のトレーニングにおいてはビデオ録画は有効である。

5. 被害確認面接の実施タイミング

多くのアメリカ合衆国の法制度では、児童虐待の通告があり、詳しい調査と安全確

保が必要と認められた子どもは緊急保護チームによって保護拘束され、調査を受ける。子どもについての調査結果は刑事裁判所と少年（民事）裁判所に報告され、法廷によってそれ以降の処遇決定が下される。初期の保護拘束下での調査期限は原則 48 時間であり、緊急保護とそれに続く調査は 24 時間体制で実施されている。従って forensic interview はこの 48 時間の間に実施される。通常は小児科医師が担当する医療診察とセットで実施される。

イギリスにおいては子どもを保護下において調査できる期限は約 1 週間である。この間に forensic interview が実施され、医師の診察がセットで行われる。

いずれも児童福祉と家事・刑事司法の総合的な対応が共同で行われており、立証性ある被害事実が確認されると、早期の加害容疑者の子どもの生活環境からの排除が連動して進められる。

また子どもたちは教育と経験によって、自分が保護されてからの調査や加害容疑者の排除手続きをあらかじめ認識していると言われている。このことは日本では稀であり、今後の制度整備上の課題である。

現状をあらためて眺めると、児童相談所としての被害事実調査には少なくとも 2～3 週間の時間が必要で、被害確認面接の実施についても子どもの分離保護についての適応、事態の理解と情緒的安定を考慮して 2 日～1 週間程度のタイミングの調整が必要と考えられる。

通告や一時保護について、何らの準備性を持たないために強い困惑と動揺を経験することになる日本の子どもへの被害確認面接は、必ずしも保護の直後に実施すべき最

適なタイミングがあるとはならない。もちろん不必要な情報汚染を最小限度に抑えるためにも事例ごとの最短時間で実施されるように調整することが望ましいが、そのためには保護をめぐるケア体制、臨機応変に出動できる対応チームの設定等、人員体制も含めた体制強化が必要である。

6. 面接技術者の資格と訓練について

面接者の資格と訓練については平成 20 年度の報告書に詳しく述べたが、ソーシャルワークの基本前提を含めて重要事項であるので改めて概要を述べる。

欧米では児童福祉現場の専門職については、かなり限定的な規定による訓練と専門性が前提となっており、性的虐待についての調査面接者に関しては、大学教育におけるソーシャルワークや臨床心理学、法的実務の修士以上の教育歴や、児童福祉領域での現場における数百時間のトレーニング実務経歴、文化的・民族的・宗教的偏り（エスノ・セントリズム等）の排除と柔軟な適応性（カルチャラル・コンピテンシー）についてのトレーニング、ジェンダー・バイアス（性差による性的出来事に対する意識・態度。判断・感覚的あるいは感情的な受けとめ方の違い 等）についてのトレーニング歴等が要請されている場合が多い。

職種としては、ソーシャルワーカー、臨床心理士、警察官、検察官、医師、看護師などで、公務員であるか民間団体の職員として職務に従事していることが求められる。他方、臨床現場では高度専門性を持つ専門職と共にボランティアや様々な民間団体の協力者も数多く活動していて、その人たちの資格的な要件は様々である。

性的虐待対応に従事する人に関しては、性犯罪の前歴に対する厳しい目が社会的にあることが特徴的で、子どもの教育や保育、子どもの生活やレクリエーションに関係するところで職務に従事する職員は、スクールバスの運転手や清掃の職員についても採用時に前歴照会にかけられることに同意しなければ採用されない規定を持つところが、アメリカをはじめとして多くみられる。また forensic interview のトレーニング受講にあたって前歴照会による身の潔白の証明を要請されることがある。

面接技術の訓練は、通常 4～5 日、30 時間程度の集中訓練による初期の実施資格が設定され、その後は現任訓練が続く。資格は面接者としての実施資格と他の人に特定の面接技法についての訓練を行うことができる訓練資格が区別されて設定されていることが多い。

日本の児童福祉における当面の展開としては、まず、児童相談所業務における客観性のある子どもからの事情聴取法、法的な立証性の審査にもある程度耐えられる事情聴取法をあらためて確認・確立することが重要である。被害確認は相談対応初期の虐待事実確認の手法として位置づけられ、臨床的な対応システムの一部として位置づけられる。

こうした観点から、当面の児童福祉分野における被害確認面接者となる者の資格としては、①児童相談所の相談実務を担当する職員およびその関係者で、組織としての何らかの認知・承認を受けた者とするのが妥当であると考えられる。

面接法については複数の技法が存在するので、そのいずれを採るかについては、臨

床的な専門性が確保される限りにおいて、いずれの技法も認められるべきである。本研究班では、訓練を含めて NICHD ガイドライン日本版についての科学技術振興機構「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」プロジェクトチームの協力を得て面接法と訓練プログラムの開発に入っているので、NICHD ガイドラインを採用する。

なお、裁判所が関与するような直接的な法的対応については、児童相談所がどの程度、個々の事例でそうした法的な関わりあいを持つことになるかが重要である。現行法制度では、家裁への児童福祉法上の申し立て（法第 28 条 33 条）、と警察への刑事告訴・告発、行政不服審査請求での弁明等において、児童相談所がある程度の法的な証拠となり得る情報を確認・確保するための手法として面接法やそのルールを身につけておく意味合いが大きい。今後、何らかの法改正や制度の変更があれば、その都度、法的な対応の必要性に関連して、児童相談所の情報の扱い、子どもからの事情聴取のあり方について検討が必要とみられる。

欧米では福祉における調査と同時に刑事司法の対応が共同作業として位置づけられており、児童福祉の被害確認作業と刑事司法における犯罪捜査としての被害確認作業が共通の forensic interview として設定されている。被害確認の面接結果は犯罪捜査上の刑事証拠としても扱われる*)。

*)これらの点については ①に収録されている以下の文献を参照。

- ① John E. B. Myers 他 (小木曾 宏 監訳)「マルトリートメント 子ども虐待対応ガイド (The APSAC Handbook on Child Maltreatment 2002)」2002 東京 明石書店
- ・Carole Jenny (浅野みどり訳)「子どもの性的虐待における医学的問題」 349-367
- ・Kenneth V. Lanning (小倉敏彦訳)「子どもの

性的被害の犯罪捜査」479-505

- ・Karen J. Saywitz, Gail S. Goodman, Thomas D. Lyon (関根和生訳)「法廷の内外における子どもへの面接—近年の研究とその実践的意義」506-546
- ・John E. Myers, Paul Stern (片上平二郎訳)「専門家の証言」547-580

これらの作業の日本での展開と成熟課題については、平成 20 年度の研究報告書で述べているので参照されたい。全体的には、児童福祉領域、刑事・司法領域、医療領域の 3 分野での段階的な専門性・手法の成熟と相互の連携が課題となる (図 1.)。

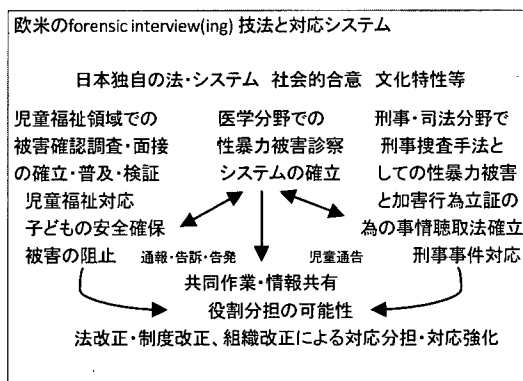


図 1. 法的被害確認面接の日本における今後の展望

D. 考察

1. 日本における被害確認面接の今後の展開について

被害確認面接の実際的な技術習得と習熟のためには、最初の基本的な訓練と事後の継続的な指導訓練が必要である。これらの技術的な要件については次年度の研究において児童相談所現場での試行実施を通じて検討したい。

制度的な課題としては、平成 20 年度の調査研究でも見てきたとおり、日本の児童福祉分野においても欧米の複数の面接技法の部分的導入が進んでいる。今回の試行実施においても一部の現場では複数の技法の併用がみられる。欧米での展開を参照すれば、

日本においても複数の専門技術が公的対応、民間の協力において展開することが、課題対応の柔軟性や選択肢の多様性の保障という観点から有効であるとみられ、また児童福祉、刑事・司法、医療各分野での今後の展開のためにもそうした多様性を把握・理解することが重要であると考えられる。

公的な基準としては、様々な法的審査における客観性を保証した子どもからの事情聴取のあり方の標準化が問われる課題であると考えられる。個別の事情聴取、性暴力被害の聴取法としては公的・民間、両方での複数の専門性と訓練法の展開があることが望ましい。

児童福祉における性的虐待対応の全国的な展開という視点からみると、都市部の大規模な児童相談所ではそれなりの件数の相談が常時発生しており、人員体制の整備においても児童相談所自身の基本的対応力の整備が必要である。

これに対して地方の小規模児童相談所では、まず相談件数自体が少なく、事例の対応件数としても稀な少数事案であることが多く、常時その対応体制を専門性においても人員体制的にも保持することの実効性が相対的に低いと考えられる。こうした地域においては、広域の対応体制を別に配置して随時必要に応じて出動できることが望ましいかもしれない。これには、性暴力被害者救援センターとしてのワンストップセンターの配置や民間団体による専門家派遣等を含めた対応を検討する必要がある。

ただし、将来の児童福祉と刑事・司法の統合、医療の関与を視野に入れた見通しとしては、医療も含めて、児童福祉と刑事司

法双方に対応できる独自の評価センター的な独立機能を構築する体制整備が課題となるだろう。

2. 当面の課題

児童相談所における性的虐待・性暴力被害確認面接の展開はまだ始まったばかりであり、当面はその全般的な体制整備と共に面接の専門性の確立、その維持・継続体制の整備を含めた試行とその経過から浮かび上がる課題整理が必要である。

被害確認面接については、その基本的要点をさらに吟味し、原則的手順と選択応用手順について、具体的なプロトコルを精査し、臨床現場での試行実施を通じて基本的な被害確認の手順の標準化、基礎型を完成することが当面の課題と考えられる。これらについては、平成20年度の研究で以下の手順を想定していた。

① 試行実施用プロトコルの作成

①-1 欧米の forensic interview のプロトコルの調査

①-2 日本での forensic interview の活用、翻案活用の実態調査

①-3 日本の児童福祉上の性的虐待被害確認の要件整理

①-4 日本における性的被害確認の手順検討
原則的プロトコル、選択的プロトコルの作成

①-5 日本における性的被害確認の面接技術、面接設定条件の整理

①-6 試行実施用プロトコルに基づく面接者の実施研修プログラムの作成

①-7 本研究の分担研究「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定

- および啓発・研修に関する研究」および「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究」の調査研究との調整
- ② 試行実施用プロトコルによる性的虐待被害確認面接の試行実施
 - ②-1 試行実施用プロトコルのモニター試行機関での検討と調整および修正
 - ②-2 最終的な試行実施用プロトコルの確定
 - ②-3 最終的な試行実施用プロトコルに基づく面接技術の基本研修の実施
 - ②-4 試行実施にあたっての本研究の分担研究「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究」および「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究」の調査研究との調整
 - ②-5 試行実施開始以後の技術的な支援と情報収集の実施
 - ②-6 試行実施による面接技法に関わる情報の収集・蓄積
 - ③ 性的虐待被害確認面接手順の標準化に関する基礎型の作成
 - ③-1 試行実施によって得られた知見・情報の確認とモニター機関のヒアリング調査
 - ③-2 性的被害確認面接の基本的手順と選択応用的手順の確定による標準化のための基礎型の作成
 - ③-3 性的被害確認面接の技術研修とフォローアップ・トレーニングプログラム案の作成
 - ③-4 被害確認面接の基礎型の作成にあ

って、分担研究「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究」および「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究」の調査研究との調整

④ 以後の手順の標準化の検討

分担研究「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究」および「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究」の調査研究との共同検討

現時点で本分担研究の作業は②-1から②-5の作業途上にある。

E. 結論

子どもの性的虐待・性暴力被害についての児童福祉領域における被害確認面接について、NICHD ガイドラインによる日本版被害確認面接プロトコルとその基本研修プログラムを作成、性的虐待相談における対応ガイドライン試行版の実施に併せて、その基本的な訓練と試行実施を全国9か所の自治体・政令市において開始した（性的虐待対応ガイドラインの試行実施は10か所で展開中）

日本の児童福祉の制度的現状、児童相談所の相談対応体制を踏まえた上で、児童福祉上の法的立証要件の観点から、欧米の forensic interview の聴取手順、先駆的な取り組みについての成果を参照しつつ、日本の児童福祉における性的虐待・性暴力被害確認面接手法のひとつとして NICHD ガ

イドライン（NICHD プロトコル）日本版の完成を目指す。

今後の作業手順の概略としては、①面接の研修実施とそのフィードバックによる標準的な研修手法の完成、②試行モニター機関での実施、③試行実施した結果情報の分析による標準化のための基本型の作成、の各段階を設定し、日本における児童福祉領域での性的虐待・性暴力被害調査面接手法の基本形とその実施研修プログラム、フォローアップ・トレーニング案の作成を目指す。

また本研究の他の分担研究「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究」および「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究」の調査研究との情報交換によってこれらの試行的な取り組みが、性的虐待・性暴力被害にあっている子どもの安全を確実に保障できる体制の充実に役立つよう、慎重な対応が必要と見られる。

平成20年度の研究でも触れたが、中途半端な初期対応によって、もしも子どもからの被害確認ができず、被害環境からの分離保護に成功しなかった場合、性的虐待がより深く進行しても子どもを守れなくなってしまう危険性が高い。実効性を十分に評価できないまま、表面的に厳密な手法だけが評価されて一人歩きした場合、被害の確認が取れなかったことが、そのまま被害事実の否定に力を貸す結果となり、実際に存続するかもしれない性的虐待を温存し、深刻化しても子どもを救えなくさせてしまうことが考えられる。これは子どもの性暴力被害全般においても妥当することで、そうい

う観点からは児童福祉における被害をうけた子どもの保護の確立と、刑事・司法、医療における子どもの性暴力被害対応の充実は独立並行に進展させなければならない。

こうした観点から、次年度に続く試行実施においては、被害確認面接の検討は各分担研究「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究」および「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究」の調査研究との十分な調整によって進めることとしたい。

F. (省略)

G. 研究発表

日本子ども虐待防止学会において司法面接の分科会に報告者として参加

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得
2. 実用新案登録
3. その他

上記各項目について該当事例はない。

参考資料

1. M・アルドリッチ、J・ウッド著「子どもの面接法ー司法手続きにおける子どものケアガイドー」仲真紀子 編訳
2. 齋藤憲一郎、脇中 洋 訳 2004年 北大路書房
3. 英国内務省・英国保健省 編 「子どもの司法面接ービデオ録画面接のためのガイドラインー」仲真紀子・田中周子 訳 2007年 誠心書房
4. W・ボーク、R・ブロードリッグ、R・フラゴー、D・M・ケリー、D・L・アービン、J・バトラー 著「子どもの面接ガイドブックー虐待を聞く技術ー」藤川洋子、小澤真嗣 監訳 2007年 日本評論社
5. E・W・バトラー、H・フクライ、J-E・ディミトリウス、R・クルース 著「マクマーチン裁判の深層ー全米史上最長の子ども性的虐待事件裁判ー」黒沢 香、庭山英雄 編訳 2004年 法と心理学会叢書
6. ジョン・E・B・マイヤーズ、ルーシー・バーリナー、ジョン・ブリエール、C・テリー・ヘンドリックス、キャロル・ジェニー、テレザ・A・ライド 編 「マルチリーメントー子ども虐待対応ガイドー」p94-p129 p349-p367 p479-p505 p506-p546 p547-p580 小木曾宏 監修、和泉広恵、小倉敏彦、佐藤まゆみ、御園生直美 監訳 明石書店
7. 岡本正子「性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン〈児童養護施設版〉」ー平成 19 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書ー2008年 こども未来財団
8. 保坂 亨 編「日本の子ども虐待」p375-p420 2007年 福村出版
9. 千葉大学教育学部研究紀要 第 46 巻 I : 教育科学編「偽りの記憶と諸尺度ー被暗示性尺度 (GSS, CIS) と解離体験尺度 (DES)ー」 p1-p18 仲真紀子
10. 日本子ども虐待防止学会 (JaSPCAN) 虐待に関する制度委員会結果報告「児童相談所における性的虐待事例への対応課題に関する調査」2006年
11. Christopher J・Hobbs, Helga G・I・Hanks, Jane M・Wynne 「子どもの虐待とネグレクトー臨床家ハンドブックー」p129-p263 稲垣由子、岡田由香 監訳 2008年 日本小児医事出版社
12. Pamela Crow, L. C. S. W. Judy Bultler, M. Ed 「HELPING CHILDREN RECOVER FROM SEXUAL ABUSE: A GUIDE FOR PARENTS」 CARES NORTHWEST
13. 「児童青年精神医学とその近接領域 パネルディスカッション『子どもの司法面接』」 Vol. 49. no3 p91-p95
14. 子どもの虐待防止センター「CAP ニュース第 67 号 2008 年夏 子どもへの性虐待ー私たちが今できることはー」P1-p12
15. 西澤 哲他「性的虐待を受けた子どもたちへのソーシャルワーク的援助及び心理的ケアのあり方に関する研究ー海外での取り組みの検討を中心にー」平成 11 年度 児童環境作り等総合調査研究事業 2000 年
16. 鎌田 穰 監修 京都ノートルダム女子大学 心理臨床センター編集 「心理・福祉のファミリーサポート 5 性的虐待への対応ー他職種チームと法的インタビュー 桐野由美子」p138-p173 金子書房
17. Erin Sorenson 他著 Handbook on Intake and Forensic Interviewing in the Children Advocacy Center Setting / National Children's Alliance OJJDP Washington, D. C 1997 こども未来財団 平成 15 年度児童環境づくり等総合調査研究事業「性的虐待事例への援助方法に関する研究班 (主任研究員 萩原總一郎) 2004 年 「CAC におけるインテークと法的インタビューハンドブック (抄)」
18. Toni Cavanagh Johnson, Ph. D : (LCP) SIECUS Report, August/September 1991 「子どもの性行動への理解」柳澤班・岡本班第 2 回研究班会議資料 (訳: 大阪教育大学岡本ゼミ)
19. Toni Cavanagh Johnson, Ph. D 「UNDERSTANDING CHILDREN'S SEXURAL BEHAVIORS -WHAT'S NATURAL AND HEALTHY」 「子どもの性行動ー自然で健全な性行動とは?ー」 (訳: 子どもの虹情報センター)
20. 伊東かほり、武井明 「性的虐待を受けた女子 10 例の臨床的検討」 児童精神医学とその近接領域 49 号 (1) ; p14-p24 2008 年
21. 田中晶子「子どもへのインタビューー虐待事実の識別技法としてー」四天王寺

- 国際仏教大学紀要 第44号 2007年
22. ハワード・ドウボヴィッツ、ダイアン・デパンフィリス 編著 庄司順一 監訳 「子ども虐待対応ハンドブック - 通告から調査・介入そして終結まで -」 p136-p232 明石書店
 23. 山田不二子 「性的虐待の診察方法」小児科臨床 Vol. 60 No. 4 p697-p707 2007年
 24. 杉山登志郎 編 「児童養護施設における性的虐待対応マニュアル」 2008年
 25. 神奈川県中央児童相談所「神奈川県児童相談所における性的虐待調査報告書」 2004年
 26. 神奈川県中央児童相談所「神奈川県児童相談所における性的虐待調査報告書(第2回)」 2007年
 27. Sherry Bohannon, LCSW, Terry Chianello, LCSW, Robin Flagor, BSW, Jane Gallagher, Supervisor Doug Kettner, Officer, Carl Sieg, Detective, Retired, Charles Sparks, JD, Penny Van Ness, LCSW 「OREGON INTERVIEWING GUIDELINES」 SECOND EDITION 2004
 28. STATE OF MICHIGAN GOVERNOR'S TASK FORCE ON CHILDREN'S JUSTICE AND FAMILY INDEPENDENCE AGENCY 「FORENSIC INTERVIEWING PROTOCOL」
 29. Guidelines for medico-legal care of victims of sexual violence : WHO Library Cataloguing-in-Publication Data World Health Organization 2003 GENEVA p75-p102
 30. Linda Halliday-Sumner 著 テナー・ネットワーク訳「開かれる心 教師や警察官、専門家に求められる対応」2001 テナー・ネットワーク
 31. 西澤哲「性的虐待を受けた子どもの聞き取り面接のあり方に関する研究」平成17-19年度厚生労働科学研究費補助金子ども家庭総合研究事業「児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究(主任研究者 奥山眞紀子 2008年
 32. John E. Myers 著 小倉敏彦 訳 「法的システムと子どもの保護」 小木曾宏 監訳 「マルトリートメント 子ども虐待対応ガイド」16章 2008年 明石書店
 33. Karen J. Saywitz, Gail S, Goodman, Thomas D. Lyon 著 関根和生 訳 「法廷内の内外における子どもへの面接 近年の研究とその実践的意義」 小木曾宏 監訳 「マルトリートメント 子ども虐待対応ガイド」18章 2008年 明石書店
 34. Kenneth V. Lanning 著 小倉敏彦 訳 「子どもの性的被害の犯罪捜査」 小木曾宏 監訳 「マルトリートメント 子ども虐待対応ガイド」17章 2008年 明石書店
 35. John E. Myers, Paul Stern 著 片上平二郎 訳 「専門家の証言」 小木曾宏 監訳 「マルトリートメント 子ども虐待対応ガイド」19章 2008年 明石書店
 36. John E. Myers 著 小倉敏彦 訳 「法的システムと子どもの保護」 小木曾宏 監訳 「マルトリートメント 子ども虐待対応ガイド」16章 2008年 明石書店
 37. 四方耀子 ほか「アメリカにおける児童虐待の対応-視察報告書-」2004年 平成15年度研究報告書 子どもの虹情報研修センター
 38. 岡本正子「性的虐待を受けた子どもと家族へのケア及び援助枠組みに関する研究」p161-p201 2008年 平成19年度 厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業)「子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究(主任研究者 高橋重宏)」 研究報告書
 39. 平成20年度 厚生労働科学研究補助金政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)「子どもの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究(研究代表者 柳澤正義)」 研究報告書 2009年

司法面接の特徴と NICHD プロトコル
 北海道大学大学院文学研究科 仲真紀子

1. 司法面接の必要性

一般に、子どもは大人に出来事を記憶し、保持する力が低い。また、大人に比べ、他者からの情報を受け入れ、自身の記憶と混同してしまう傾向性（被暗示性）が高い。したがって、体験について尋ねる際は、できるだけ初期に誘導のかからない方法で聴取し、録音、録画しておくことが望ましい。そのために考案されたのが司法面接であり、アメリカ、イギリス、イスラエル、カナダ、ドイツなどに加え（アルドリッジ・ウッド、2004；ボークほか、2003；英国内務省、2007；法と心理学会、2005；Poole & Lamb, 1998；Lamb, et al. 2007；仲, 2001a, 2001b, 2009）、韓国、ノルウエーなどでも、司法面接が子どもの被害者・目撃者から情報を得るための標準的な方法となっている。

この面接法は「特定の出来事」、「事実」を聞き取る事に焦点を当てている。そのため、臨床的な面接とは明確に異なる。最初は「冷たく」「事務的」に感じられるかもしれないが、そのような中立でたんとした態度で臨むことが重要である（表 1 を参照のこと）。

また、特定の事実を明らかにしようとする場合と、家庭環境や生活上の問題、人間関係や意向などについて聞く場合とでは、面接で尋ねることがらの焦点が異なる可能性もある。しかし、どのようなケースであっても、「オープンな誘いかけ」で問いかけ、子どもに多くを語らせる本プロトコルの方法は、面接者からの誘導、情報提供を最小限に維持し、客観性ある報告を得るのに役立つと思われる。

表 1：司法面接とカウンセリングの違い（APSAC による資料を参考にした）

項目	司法面接	カウンセリング, 一般の面接
目的	事実確認, 調査, 捜査	カウンセリング
時間	できるだけ初期に	被面接者の準備ができたときに
面接室	暖かいが、簡素。おもちゃ等のディストラクター（注意をそらすもの）がない	暖かく、心をなごませる。おもちゃなども可。
面接者	司法面接の訓練を受けた人。心理司, 福祉司	カウンセラー, 臨床心理士
面接者に必要な背景知識	認知心理学, 発達心理学（記憶, 言語, 知覚の発達）, 福祉, 法	臨床心理学, 福祉
面接者と被面接者の関係性	暖かいが、中立, たんと	親密で、時に濃厚, 受容的
面接者の声, 姿勢	中立, たんと, 姿勢を変えずに行う	トーンを合わせる, 身をのりだすことも
面接者の表情	中立, たんと	親密, 受容的, 共感的, 感情を表出することも
面接者のうなずき	しない	大きくうなずくこともある
面接の方法	手続きが決まっている	自由度が高い
質問や言葉かけ	情報を与えない, 誘導しない, オープン質問を主体に, プロトコルで決められた質問を用いる	情報提供や誘導も可能, 子どもの言葉を代弁したり, 話しかけたり, 好ましい方に誘導することも

項目	司法面接	カウンセリング，一般の面接
扱う情報	事実が重要	主観的な体験が重要
ファンタジー	扱わない。事実のみに焦点化	ファンタジーも受け入れる。「ふり」や「つもり」を取り入れることも
ドール，フィギュア，おもちゃ，箱庭等	使用しない	使用することもある
イメージ	イメージではなく，事実が重要	イメージも重要
面接回数	原則として1回	数回～多数回
記録方法	面接をすべて録画，録音	面接終了後，筆記するのも可。
報告書	書き起こし資料，事件があった可能性の査定	簡潔な報告書の場合もある。心が傷ついているかどうかの査定

2. 司法面接の概要

司法面接では，体験をできるだけ初期に，誘導のかからない方法（オープン質問やWH質問）で一度だけ聴取し，録画する。そうすることで正確な情報を確保するとともに，子どもが何度も面接を受けなくてもすむように図る。一般に，司法面接は(1)導入，すなわち約束事の提示，ラポール（話しやすい関係）の形成，およびエピソード記憶（過去の出来事）を思い出す練習（エピソード記憶の訓練），(2)自由報告（本題に移行し，出来事について自由報告を求める），(3)質問（追加の情報を得る），(4)クロージング（終了の手続き）から成る。以下に，標準的な手続きを述べる。

(1)-1. 導入：約束事

ここでは，カメラの紹介を行い，面接での約束事を示す。この約束事をグラウンドルールともいう。グラウンドルールとは「『野球場』ごとに定められたルール」の意味である。約束事には以下のようなものが含まれる。

① この面接は録画します。それは，私があるあなたのお話を忘れないように。また，あなたが何度もお話ししなくてもよいようにするためです。この面接は，他の人が見ることもあります。

② 知らないことがあれば知らない，分からないことがあれば分からないと言ってください。

③ 本当にあったことを話してください。

④ 私が間違ったことを言ったら，訂正してください。

⑤ 私はそこにいなかったのですが，どんなことがあったのかわかりません。どんなことでも，あったことをお話ししてください。

(1)-2. 導入：ラポールの形成とエピソード記憶の訓練

被面接者となる子どもの日常生活や，好きなことを話してもらうことで，話しやすい関係（ラポール）を築く。また，過去の出来事（エピソード記憶）を思い出す練習を行う。例えばその日にあったことなどを詳細に話してもらい，子どもに出来事を自発的に報告することに馴れてもらう。こういった活動を通し，子どもの言語能力の査定も行い，また，（面接者ではなく）子どもが話すのだということも理解してもらう。

(2) 自由報告

本題となる出来事について，「はじめから終わりまで全部お話しして」「それから？」等，中立で，かつ回答の幅に制約を設けない質問（オープン質問という）により情報を得る。

(3) 質問

自由報告だけでは十分な情報が得られない場合、質問を行う。できるだけ子どもが述べた情報を手がかりとし（すなわち面接者の側から情報を提供することなく）、オープン質問（「さっき〇〇って言っていたけれど、そのことについてもっとお話しして」「他には？」等）やWH質問（「いつ、誰、どこ、なに」）を用いて質問を行う。「へしましたか」や「Aですか、Bですか」などの選択式の質問（クローズ質問という）はできるだけ避ける。

(4) クロージング（終了の手続き）

子どもから得られた情報を、子どもの言葉を用いてまとめ、確認する。また、謝意を伝え、子どもの気持ちが暗くならないように気をつけながら終了する。なお、(4)質問から(5)クロージングに進む前に、ブレイク（休憩）をとり、聞き残した事柄がないかバックスタッフ（面接を観察している関係者）に確認をとることが多い。

3. NICHD ガイドライン

司法面接の種類は多く、英国のフェイズドアプローチ、ドイツの構造面接、カナダのステップワイズ面接などが有名である。しかし、多くの実証的評価が行われているのは国立子どもの健康および発達研究所（National Institute of Child Health and Human Development）によるNICHDガイドライン（NICHDプロトコルとも呼ばれる）であるだろう（Lamb et al., 2007）。アメリカ、イスラエル、ノルウェー等の警察で用いられ、4万件以上もの面接データにもとづく、様々な分析が試みられている。

例えば、以下のような研究を挙げることができる。

(1) NICHDプロトコルはより情報を引き出す（Orbach, et al., 2000）

プロトコルを用いた面接（以下、プロトコル面接）55件と、用いていない非プロトコル面接50件を比較した。両群とも、子どもの年齢、虐待の種類、加害者のタイプは同等とした。プロトコル面接では、面接者はより多くのオープン質問を行っていること、オープン質問では他の質問よりも、より多くの詳細情報が得られることが示された。

(2) NICHDプロトコルは開示を促す（Sternbeg, et al., 2001）

50人の面接官が行った、プロトコル導入前の面接（非プロトコル面接）と導入後の面接（プロトコル面接）を比較した。非プロトコル面接に比べ、プロトコル面接ではオープン質問がより多く用いられていること、プロトコル面接はより組織化されており、家族に関する情報などが、より多く得られていること等が示された。また、オープン質問に対する開示の率は、プロトコル面接では89%であったのに対し、非プロトコル面接では36%であった（オープン質問に対する開示の方がより正確であるとされる）。なお、被面接者の半数は4-6歳であったが、オープン質問により得られた情報には年齢差はなかった。

(3) プロトコル面接における質問の効果（Lamb, et al., 2003）

性虐待を受けたとされる130人子ども

(4-8歳)にプロトコル面接を行った。「活動」に関するオープン質問(「触られた」ことについてお話して)は、時間や出来事その他に関するオープン質問よりも効果的であった。得られる情報量は年齢が高いほど多いが、オープン質問に対する詳細情報の割合についてはほとんど年齢差がなく、4歳では43%、6-7歳では48%、8歳では57%であった。

(4) プロトコルは査定を容易にする

(Hershkowitz, et al., 2007)

42人のイスラエルの熟練した面接官が、以下の24の面接について、虐待が実際にあったと思われる可能性を評定した。24の面接のうち12件はプロトコル面接であり、残り12件は非プロトコル面接であった。また、それぞれ12件のうち半数(6件)は、外部資料(医学的証拠、被疑者の自白、目撃者証言等)にもとづき、実際に虐待があった可能性の高い面接であり、残り6件は可能性の低い面接であった(つまり、プロトコル面接で「蓋然性が高い」面接が6件、「蓋然性が低い」面接が6件、非プロトコル面接で「蓋然性が高い」面接が6件、「蓋然性が低い」面接が6件である)。これらの面接について、面接官が面接の内容だけを見て、虐待があったと思われる可能性を評定した。その結果、プロトコル面接では、面接官による評定の60%が正確であり、特に外部資料により「蓋然性が高い」とされた面接では95%、「蓋然性が低い」とされた面接では24%が正確であった。一方、非プロトコル面接では、正確な判断は29%であり、外部資料により「蓋然性が高い」とされた面接での判断の正確性は38%、「蓋然性が低

い」とされた面接では12%であった。

この他、NICHDプロトコルについては多くの研究がなされており、開示の率、面接官の性別の影響、CBCA(Criteria-Based-Content Analysis: 基準にもとづく内容分析)等について、様々な分析が行われている。これらの研究はプロトコル面接と非プロトコル面接に量的、質的差異があることを示している。

4. NICHDガイドラインの概要

2において、一般的な司法面接について述べた。NICHDプロトコルも類似の手続きを踏襲しているが、その特徴として、面接者が用いることのできる質問を定め、原則として、面接者はこの文言通りに発話することを求めている。近年では、面接の目的や状況は異なることから、「プロトコル」を「ガイドライン」と呼ぶようにもなり、「文言通り」という原則は緩和されている。しかし、面接法の訓練にあたっては、できるだけ本来の形で練習を行い、適切な質問の形式を習得することが望ましい。

以下、NICHDガイドラインにおける面接の過程と、そこで用いられる質問の種類について述べ、その上で、これらの質問が実質的な面接場面でどのように用いられるかを述べる。

4-1. 手続き

NICHDのガイドラインは、以下の手続きを含む。

(1) 導入

自己紹介、カメラの紹介を行い、グラウンドルールを示す。グラウンドルールは、

①本当のことを言う，②分からなければ分からないという，③知らなければ知らない，④面接者による誤りを言ったら正す，の4種類を行う。

(2) ラポールの形成

好きなこと（好きな食べ物，TV番号等ではなく，好きな「活動」）を尋ねる。出来事を尋ねるには，活動について話してもらう事が重要だからである。

(3) エピソード記憶の訓練

2つの過去の出来事（数日～数週間前の出来事と，昨日または今日の出来事）を思いだしてもらう。この練習を行うことで，過去の出来事を自発的に報告することに慣れてもらう。

(4) 本題への移行

「自由報告」に当たる段階であり，本題とされる出来事の開示を求める。「今日はどうして（どういう理由で）ここに来ましたか？」と尋ね，これで開示が得られない場合には，プロトコルで定められた質問を行う。

(5) 出来事の調査

「質問」に当たる段階である。ここでは，自由報告では得られなかった情報について，追加情報を得る。ただし，ここで行うことのできる質問は，子どもがすでに報告した出来事についてのオープン質問とWH質問だけである。子どもが話していないことについては，WH質問であっても行ってはならない。

(6) ブレイク（休憩）

ここで休憩をとり，バックスタッフに他に明らかにすべきことはないか確認する。なお，ブレイク中もカメラは回し続ける。ブレイクは通常，数分である。

(7) 子どもが話していないことの調査

ここでは，子どもがそれまでに話していないことがらについても尋ねることが許される。必要であれば「はい，いいえ」質問や「AかBか」といった質問も用いることができる。また，望ましくはないが，必要であれば，子どもがそれまでに話していないことがらを「仮定する」質問も行う。例えば，「他に誰かいましたか？」（他に誰かいることを暗示），「その人は何か言いましたか？」（何か言ったことを暗示）などである。

多くの面接法では，(7)の後，(10)へと進むが，NICHDプロトコルでは，(8)(9)があるのも特徴的である。

(8) 期待される情報が得られなかったとき

この部分は，子どもが出来事を開示しなかったときに行う。

(9) 開示に関する情報

誰に話したか，どうしてこの出来事が他者の知るところになったかを話してもらう。

(10) クロージング

子どもからの質問を受け，こちらの連絡先を示すなどして，終了する（終結ともいう）。

(11) 中立的な話題（*注：2007年版NICHDプロトコルでは，11が抜け，これ

が12となっている)

子どもが暗い気持ちのまま帰ることのなように、中立的な話題で会話を行う。

4-2. 用いることの許される、質問の種類

通常、質問は(1)オープン質問(お話しして等)、(2)WH質問(いつ、どこで、誰が・・・)、(3)クローズ質問(はい-いいえ質問、AかBか質問)に分けられる。しかし下記に示すように、このガイドラインでは多少異なる分類法を用い、質問の名称も異なっている。下記の(1)(2)(3)は面接者側からは「情報」を与えることのない質問であり、「ブレイク前」は、これらの質問のみを用いる。(4)と(5)は面接者側から「情報」が提供され得る質問であり、ブレイクの後、必要がある場合にのみ、注意して用いる。

【誘いかけ】

「誘いかけ」とは、「全部／もっとお話しして」という形式の質問であり、いわゆる「オープン質問」に相当する。この一般形に加え、以下の3つのタイプがある。

- ① 出来事の分割: 子どもが話してくれたことを、いくつかの区切り、さらに詳細な情報を得る。例えば、子どもが「友達と遊んだ」と言った場合、「それでは朝起きてから友達と遊んだときまでに起きたことを、全部お話しして」などと尋ね、より多くの情報を求める。
- ② 手がかり質問: 子どもが話してくれたことについて、さらなる情報を求める。「さっき友達と遊んだって言うんだけど、そのことについてもっとお話しして」等。
- ③ それから質問: 子どもが話してくれた

ことの続きを尋ねる。「それから何があったの？」等。

【促し】

面接者からの情報提供を含まない応答をさす。以下の2種類がある。

- ① エコーイング(おうむ返し): 子どもの言った言葉を繰り返す。例えば子どもが「遊んだ」と述べ、面接者も「遊んだ」と繰り返す等。
- ② あいづち(特定の情報を含まない返事): OK、ふむなど、意味を含まない言葉。

【直接質問】(焦点化質問ともいう)

すでに出てきていることのみを対象とするWH質問であり(これまでにでていきいていないことがらについてのWH質問は、暗示質問という)、「誘いかけ」だけでは得られない追加情報を得るために用いる。これらの質問に応答が得られた場合は、必ず「誘いかけ」でフォローする。

例えば、「さっき○○って言うていたけれど、それは何／誰／どこ／いつ／どれ／どのような・・・？」(直接質問)で尋ね、応答が得られたならば、「では、そのことについてもっとお話しして」と、誘いかけで尋ねる。

なお、「なぜ」は告白口調になる場合があり、また理解、産出も難しいので用いない。「なぜ」ではなく、「どのようにそうなったのか」「そうなった理由」を尋ねる。

【誘導質問】(選択質問ともいう)

いわゆるクローズ質問(はい、いいえ質問や「AかBか質問」)である。クローズ質問は、不可欠な情報を得るために用いる。

ブレイクの後、吟味の上用いるのがよい。用いる場合は直接質問と同様、「誘いかけ」とペアにして用いる。例えば、「さっき〇〇って言ったけど、それは

A ですか？/服の上ですか、下ですか/△△について覚えていますか？」と尋ね、回答が得られたならば、「では、そのことについてもっとお話しして」と、誘いかけで尋ねる。

【暗示質問】

子どもがそれまでに話していないことに

ついて、特定の答えを仮定、含意する質問。これらの質問をやむなく使う場合は「誘いかけ」とともに用いる。

例えば、「セックスをしたんですね」（セックスしたことを暗示）；「他には誰かいましたか？」（誰かがいた可能性を暗示）；「他にどこを触られた？」（他にも触られた可能性を暗示）；「その人は、何て言ったの？」（その人が何か言ったことを暗示）等。もしも子どもからの回答が得られたら、「では、そのことについてもっとお話しして」と「誘いかけ」で尋ねる。

表 2：質問のまとめ

質問の名称	定義, 例, どこで用いるか
誘いかけ	面接者から情報を提供することなく、子どもから情報を得る。「もっとお話しして」①出来事の分割（朝起きてから、〇〇までのことを、全部お話しして）、②手がかり質問（さっき〇〇って言っていたけれど、そのことについてもっとお話しして）、③それから質問（それから？あとは？）がある。ラポールの形成、エピソード記憶の訓練、本題への移行をはじめ、できるだけこの質問を用いる。
促し	面接者からの情報提供を含まない応答。①エコーイング（子どもの言葉の繰り返し）と②あいづちがある（ふむふむ）。「誘いかけ」と同様、ラポールの形成、エピソード記憶の訓練、本題への移行をはじめ、できるだけこの質問を用いる。
直接質問（焦点化質問）	子どもがすでに話したことについての詳細を尋ねる WH 質問（いつ、どこで、誰が、何を、どうした、どのように）。「誘いかけ」とともに用いる。「なぜ」は避ける。（さっき〇〇って言っていたけれど、それはどこで？）
誘導質問（選択質問）	ブレイクの後で、吟味の上用いる。子どもが話していないことについてのクローズ質問。「誘いかけ」とともに用いる。（さっき〇〇って言ってたけれど、それはお家の中かな、外かな？）
暗示質問	ブレイクの後で、吟味の上用いる（できるだけ避ける）。子どもが話していないことについて、特定の答えを仮定、含意する質問。「誘いかけ」とともに用いる。（さっき〇〇って言ってたけれど、それは、□□したってことかな？、他に誰か〇〇した人はいる？）

4-3. 面接の過程で質問をどのように用いるか

(1) 導入、(2) ラポールの形成、(3) エピソード記憶の訓練、(4) 本題への移行、(8) 期待される情報が得られなかったとき、(9) 開示に関する情報、(10) クロージング、(11) 中立的な話題は、定型的な文言が決まっている。また、(6) はブレイクである。したがって、質問を工夫しなければならないのは、(5) 出来事の調査と (7) 子

どもが話していないことの調査である。

ブレイク前の (5) では、「誘いかけ」と「直接質問」（子どもが話したことについての WH 質問）を用いる。(7) では上記の質問に加え、「誘導質問」（子どもがまだ話していないことについてのクローズ質問）を用いることができる。また、必要であれば「暗示質問」（子どもが話していないことの詳細を含意する質問）を用いる。ただし、「直接質問」「誘導質問」「暗示質問」は、面接の